

# 貨物運送事業者支援助成金交付要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症による影響に加え、社会情勢に起因する燃油価格の高騰によって困難な状況にある市内の貨物運送事業者に対し、予算の範囲内において輪島市貨物運送事業者支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 事業者 市内で貨物自動車運送事業を営む法人又は個人事業主をいう。
- (3) 営業ナンバー 貨物自動車運送事業の許可申請、届出等を行い、運輸局から交付を受けた、緑地の自動車登録番号標又は黒地の車両番号標をいう。

## (助成金の交付対象者)

第3条 この要領による助成金の交付対象者は、令和4年4月1日時点で本店又は主たる事業所の所在地が市内にある事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が市内である車両を有する者
- (2) 助成金を申請する時点において継続して事業を行っており、助成金交付後も事業を継続する者
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると市長が認める事業者
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業者
- (3) 輪島市暴力団排除条例（平成24年輪島市条例第1号）に規定する暴力団員

## (助成金の額)

第4条 この要領により受けられる助成金の額は、事業者が有する営業ナンバーの事業用車両の種類及び最大積載量による区分に基づき、以下の表で1台ごとに算定し決定する。ただし、1事業者当たりの助成金額の上限を100万円とする。

| 車両区分 | 車両の種類と最大積載量による区分 |               |                   |
|------|------------------|---------------|-------------------|
|      | 貨物軽自動車           | 一般貨物自動車       |                   |
|      |                  | 4トン未満<br>(小型) | 4トン以上<br>(中型及び大型) |
| 助成金額 | 3万円/台            | 5万円/台         | 10万円/台            |

※牽引車（トレーラーヘッド）を助成対象とし、最大積載量にかかわらず4トン以上に区分して1台ごとの助成金の額を算定する。

※使用の本拠地で使用されていない車両を除く。

(助成金の交付申請)

第5条 この要領による助成金の交付を受けようとする者は、貨物運送事業者支援助成金交付申請書兼誓約書(様式1)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 助成金交付対象車両一覧(様式2)
- (2) 営業活動を行っていることが分かる書類
- (3) 交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し
- (4) 振込先口座の通帳等の写し

2 前項の申請受付期間は令和4年12月1日から令和5年1月31日までとする。ただし、郵送で申請を行った場合であって、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定したものには、金融機関への振込みにより助成金を交付するものとする。

(助成金の取消し及び返還)

第7条 市長は、第5条の申請に虚偽その他の不正があったときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

2 前項の規定に基づき助成金の交付決定の取消しを受けた者のうち、既に助成金の交付を受けた者は、助成金を返還しなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。